

## 中部支社臨時運行車両の借入（26－28）

### 目次

1	入札等実施要領	P 1～5
2	提出書類一覧	P 6
3	競争参加資格確認申請書（様式1）	P 7
4	使用印鑑届及び（年間）委任状（様式2）	P 8～9
5	委任状（様式3－1、3－2）	P 10～11
6	入札書及び封筒（様式4）	P 12～13
7	内訳明細書（様式5）	P 14
8	単価契約書（案）	P 15～21
9	仕様書	P 22
10	単価表	P 23

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課

## 掲示文兼入札説明書

### 1 入札等実施要領

独立行政法人都市再生機構中部支社の以下 3(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 掲示日 令和 8 年 2 月 6 日
- 2 発注者  
独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 竹内 英雄
- 3 業務概要
  - (1) 件名  
中部支社臨時運行車両の借入 (26-28)
  - (2) 業務内容  
仕様書による。
  - (3) 履行期間  
令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで
  - (4) 履行場所  
発注者の指定する場所
  - (5) 仕様書  
ホームページからのダウンロードによる。
  - (6) 関連資料等  
ホームページからのダウンロードによる。
- 4 競争参加資格
  - (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則 (平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号) 第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 都市再生機構中部地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において業種区分「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「役務提供」の再認定を受けていること。)  
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
  - (3) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
  - (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
- 5 担当部署
  - (1) 申請書及び資料について

〒460-8484

愛知県名古屋市中区栄 4-1-1 (中日ビル 18 階)

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課 (用度担当)

(来所される際は、事前に電話にてご連絡の上お越しく下さい)

電話 052-238-9278

- (2) 令和 7・8 年度の一般競争参加資格について

〒460-8484

愛知県名古屋市中区栄 4-1-1 (中日ビル 18 階)

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課 (契約担当)

(申請受付は電子メールにて行います。詳しくは機構HP参照)

電話 052-238-9113

- (3) 入札・契約手続について

上記(2)に同じ。

## 6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記 4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記 4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記 4(2)の事項を満たしていなければならない。なお、①の期限までに申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 申請書の提出期間

令和 8 年 2 月 6 日 (金) から令和 8 年 2 月 24 日 (火) の午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 並びに、正午から午後 1 時の間は除く)。

- ② 申請書の提出場所

上記 5(1)に同じ。

- ③ 申請書の提出方法

**2 提出書類一覧表**に記載の項番 1 の書類を、持参又は郵送等にて提出することとする。

※いずれの場合においても、提出の際は、その旨を事前に電話にて連絡を行うこと。

※郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とする。また、封筒に調達件名を記載し「競争参加資格確認申請書類在中」と朱書すること。

- (2) 申請書は、**3 競争参加資格確認申請書 (様式 1)**により作成すること。

- ① 一般競争参加資格登録状況

認定申請中の場合は、受付票又は受付通知票の写しを添付すること。

なお、受付票、受付通知票のいずれの書類もない場合は、その旨を上記 5(2)に連絡すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 3 月 3 日 (火) までに通知する。

- (4) 使用印鑑届及び委任状の提出について

上記(1)競争参加資格確認申請書を提出する者は、**4 使用印鑑届及び(年間)委任状(様式2)**の使用印鑑届(代表者の印鑑証明書(提出日の3ヶ月以内のもの・原本)を添付)を提出すること。また、年間委任を行う場合は、同様式の年間委任状も提出すること。なお、他の案件への参加等により、令和7年4月1日以降に中部支社に対し提出済の場合は、再度提出する必要はない。但し、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。  
提出期限は令和8年3月19日(木)とし、提出場所は5(2)とする。

(5) その他

- ① 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書は、返却しない。
- ③ 発注者は、提出された申請書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

7 入札書の提出場所等

(1) 提出期間

令和8年3月19日(木)午後4時まで

(2) 提出場所

〒460-8484

愛知県名古屋市中区栄4-1-1(中日ビル18階)

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課(契約担当)

電話 052-238-9113

提出方法

**6 入札書及び封筒(様式4)**により、提出場所への持参又は同日同時刻必着での簡易書留郵便等記録の残る方法にて送付(同日同時刻必着)すること。  
郵送による場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、郵送用の表封筒には「入札書在中」と朱書すること。  
なお、電送によるものは受け付けない。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和8年3月23日(月)午前10時

(2) 開札場所

5(2)に同じ。

- (3) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、入札者の立会は不要とする。

9 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札方法

- (1) 入札金額は、仕様書に示す調達内容ごとの単価に予定数量を乗じて得た総額を記載すること。入札金額は、仕様書に示す調達内容ごとの単価に予定数量を乗じて得た総額を記載すること。  
落札者は落札決定後、2営業日以内に入札金額の内訳を「7 内訳書（様式5）」にて提出するものとし、当該内訳明細書の提出に当たっては、総額が入札金額以下であることとする。また、当該内訳明細書に記載された単価を契約単価とするので、単価には本業務の実施に必要な一切の費用を含めるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 11 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 12 入札の無効

本掲示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する

#### 13 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を1者決定する。

#### 14 手続きにおける交渉の有無 無

#### 15 契約書作成の要否 要

#### 16 支払条件

「8 単価契約書（案）」による。

#### 17 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当

該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

- (5) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

## 2 提出書類一覧

### 提出書類一覧

#### 中部支社臨時運行車両の借入（26-28）

下表は、本調達の入札参加に際し必要となる書類一覧です。提出前にこの一覧表によりご確認ください。提出部数はすべて1部です。

#### 1) 必ずご提出いただく書類

項番	書類名称	備考	提出期限
1	P7 競争参加資格確認申請書 (様式1)	必要事項が漏れなく記載されていること。	令和8年 2月24日 (火) 16時
2	P12-13 入札書及び封筒(様式4)	【入札金額の記載等について】 入札金額は消費税抜きの金額を記載すること。 なお、入札金額の計算に誤りがあった場合は、当該入札書は無効とする。 【入札書等の提出について】 ①入札書を封筒に封入・封かんすること。 ②代表者もしくは代理人の記名押印がなされているか、又は責任者及び担当者の記載があるか。	令和8年 3月19日 (木) 16時
3	P14 内訳書(様式5)	(落札者のみ提出)	令和8年 3月25日 (水) 16時

#### 2) 必要に応じてご提出いただく書類

4	P8 使用印鑑届及び年間委任状 (様式2)	(令和7・8年度の契約に係る使用印鑑届を既に中部支社へ提出している場合は不要) ①発行日から3か月以内の印鑑証明書1通(原本。写しは不可。)を添付すること。 ②年間委任状は、代表者以外の者が提出書類に記名押印する場合に必要なもの。	令和8年 2月24日 (火) 16時
5	P10-11 委任状(様式3-1または3-2)及び本人確認書類	「代表者又は年間委任状で委任された代理人」から委任された代理人が入札する場合に提出すること。	入札時

#### 【提出書類作成における注意事項】

- 入札説明書等に様式が添付している場合は、当該様式を使用すること。添付してある様式をPC等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- 「一般競争参加資格申請書」(以下「申請書」という。)を提出済みであり、必要な資格を有するものと認められることを条件に、競争参加資格確認申請書等関係書類を提出する場合は、一般競争参加資格認定通知書の写しに代えて、当該申請書を受付した際に機構が交付する受付票等の写しを添付するものとする。

3 競争参加資格確認申請書（様式1）

本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中 ⇒新規又は更新 業種追加 地区追加⇒申請書を受付した際に当機構が交付する受付票等の写しを提出

済 ⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 竹内 英雄 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

部 署

担当者氏名

電 話 番 号

E-mail

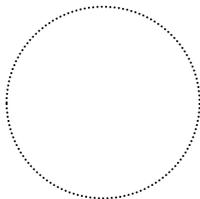
令和8年2月6日付で公告のありました「中部支社臨時運行車両の借入（26-28）」に関する業務に係る競争参加資格について確認されたく、申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

4 使用印鑑届及び(年間)委任状(様式2)

使用印鑑届

使用印



左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。

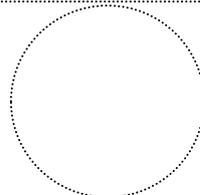
令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

登録番号					
会社名(フリガナ)					

印鑑証明書(原本・発行日から3ヶ月以内有効)添付



実印

※(年間)委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

年間委任状

私は、都合により [ ] を代理人と定め、下記の権限を委任します。  
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

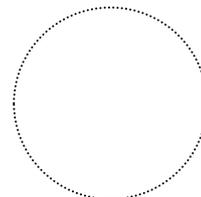
記

- 見積書及び入札書提出の件
- 請負契約締結の件
- 請負契約履行に関する件
- 請負代金請求及び受領の件
- 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
- その他契約締結に係る一切の件
- 期間 令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から令和9年3月31日

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長 殿

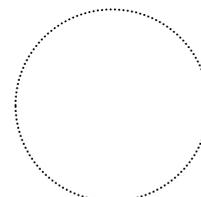
委任者



実印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使用印

記入例

わかればご記入ください

# 使用印鑑届

登録番号					
会社名(フリガナ)					

契約書に押す印鑑

上記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構中部支社に提出する書類に使用したいのでお届けします。



令和 年 月 日

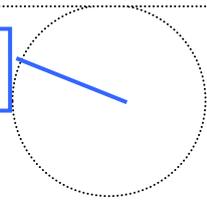
必須

印鑑証明書(原本・発行日から3ヶ月以内有効)添付

独立行政法人都市再生機構 中部支社長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者

印鑑登録されている印



実印

※(年間)委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

本店→支店への委任をする場合の年間委任

## 年間委任状

本店にて契約する場合、本店の担当者が入札等に参加する場合は、上段のみ記入

私は、都合により [ ] を代理人と定め、下記の権限を委任します。なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から令和9年3月31日

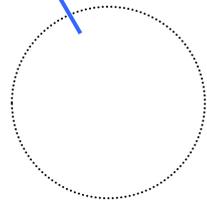
支店にて契約、支店長等もしくは支店担当者が入札等に参加する場合は、下段(年間委任状)を記入。

業者登録と同じ期間

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社長 殿

代表取締役等、上段の代表者の実印

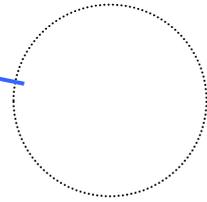


実印

委任者

上記委任の件承諾しました。

支店長等が契約書に押す印鑑、上段の使用印



使用印

受任者

5 委任状（様式3-1）

（押印する場合）

# 委任状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構中部支社の発注する「中部支社臨時運行車両の借入（26-28）」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の件

代理人使用印鑑	
---------	--

令和 年 月 日

委任者 住所  
氏名

印

受任者 住所  
氏名

印

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 竹内 英雄 殿

（注 意）

年間委任状にて委任された受任者が入札する場合は、委任状は不要。

5 委任状（様式3-2）

（押印を省略する場合）

# 委任状

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構中部支社の発注する「中部支社臨時運行車両の借入（26-28）」に関し、下記の権限を委任します。

## 記

入札及び見積りに関する一切の件

令和 年 月 日

委任者 住 所  
氏 名

受任者 住 所  
氏 名

独立行政法人都市再生機構中部支社  
支社長 竹内 英雄 殿

本件責任者（部署名・氏名）：\_\_\_\_\_

担 当 者（部署名・氏名）：\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）1：\_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）2：\_\_\_\_\_

（注 意）

- 1 年間委任状にて委任された受任者が入札する場合は、委任状は不要。
- 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

# 入 札 書

金 円也（3年総額／税抜）

ただし、中部支社臨時運行車両の借入（26－28）

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、  
入札します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人

印 ※1

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 竹内 英雄 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担 当 者（部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

（注 意） 数字は算用数字を記入すること。

(封筒記入例)

表

独立行政法人都市再生機構 中部支社  
支社長 竹内 英雄 殿  
「中部支社臨時運行車両の借入（26・28）」入札書

裏

封

登録番号

所在地

会社名

代表者名

委任している場合は、代理人の氏名及び印

## 内訳書

件名 : 中部支社臨時運行車両の借入(26-28)

会社名

本件責任者  
(部署名:氏名)

電話番号

本件担当者  
(部署名:氏名)

電話番号

※責任者・担当者の両方又はいずれか一方を必ずご記入ください。

車種	単価(円)	3年間 想定数量	金額
定員5名、ハイブリッド 1800~2000cc (例:プリウス)		4	
アルファードもしくはヴェルファイア		33	
定員10名 (NV350キャラバン、ハイエースグ ランドキャビン等)		16	
定員14名 (ハイエースコミューター)		67	
マイクロバス (乗員28名、平日利用)		36	
マイクロバス (乗員28名、土日祝日利用)		1	
オプション保険 (免責補償・休業補償)		157	
付属品(スタッドレスタイヤ)		1	
		計	

注1) 合計金額は既に提出済の入札金額以下とする。

注2) この内訳書の単価を契約単価とする。

(想定数量での発注数を確約するものではございませんのでご注意ください)

## 単 価 契 約 書

- |   |       |                            |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 契約の名称 | 中部支社臨時運行車両の借入 (26-28)      |
| 2 | 仕様    | 別紙1仕様書のとおり。                |
| 3 | 契約期間  | 令和8年6月1日から<br>令和11年5月31日まで |
| 4 | 契約単価  | 別紙単価表のとおり。                 |

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	印
受注者	住 所	
	氏 名	印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金（以下「請負代金」という。）を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

（受注者の請求による履行期限の延長）

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（物価等の変動に基づく契約単価の改定）

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

（検査及び引渡し）

第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

（請負代金の支払い）

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した請負代金を発注者に請求することができる。

2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したもののみならず。

（契約不適合責任）

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶す

る意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消さ

れた場合を含む。 ) 。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額

と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（仕様書、単価表添付）

## 仕 様 書

### 1 件名

中部支社臨時運行車両の借入（26－28）

### 2 利用車種

別紙2単価表のとおり。

注) 車種については、同等クラスかつ乗車人員がそれ以上であればこの限りではない。

### 3 利用条件

- (1) 必要となった時点で発注者が予約する。
- (2) 引取等及び運転は当機構が別途委託契約を締結した業者が行う。
- (3) 借上げた店舗に返却するものとするが、不測の事態が生じた場合はこの限りでない。その場合、必要な費用については発注者・受注者で協議のうえ定める。
- (4) オプション保険については全件付保するものとし、スタッドレスタイヤは必要に応じて予約時に発注者が申し出るものとする。

### 4 支払条件

当月分月末締め、請求書受領後30日以内に銀行振込による支払

以上

## 単 価 表

車 種	単価（円・税抜） 〈1回あたり 12時間〉
定員5名、ハイブリッド 1800～2000cc（例：プリウス）	
アルファードもしくはヴェルファイア	
定員10名 （NV350キャラバン、ハイエースグランド キャビン等）	
定員14名 （ハイエースコンピューター）	
マイクロバス （乗員28名、平日利用）	
マイクロバス （乗員28名、土日祝日利用）	
オプション保険（免責補償・休業補償）	
添付品（スタッドレスタイヤ）	

以上